

令和8年度 香川県奨学のための給付金(家計急変)制度のご案内

1. 家計急変制度の概要

予期できない事情により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合に、奨学のための給付金による支援を行います。

支援の対象となるのは、家計急変後の収入見込額が住民税所得基準相当である世帯等で、支援を受けるためには、原則として入学日(進級日)の属する年度の10月末日まで、又は、家計急変日から3ヶ月以内のいずれかの期間内に申請する必要があります。

2. 対象となる方

基準日に、次の①～③すべての要件を満たしている世帯が対象です。

※基準日は、家計急変事由の発生日(発生日が特定できない場合は申請日)

① 保護者等(親権者)が香川県内に住所があること

※保護者等が香川県以外に住所を有している場合、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

② 【本科生等】事故、失職等により家計が急変し、保護者等(親権者)全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満相当の世帯(注)であること

※非課税世帯相当となる場合、保護者が父母である場合、どちらも非課税相当であることが必要です。

※生活保護(生業扶助)受給世帯及び非課税世帯の方は家計急変制度で申請することはできません。

通常申請を行ってください。

※非課税世帯相当は両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合、年収約270万円が目安となります。

基準を満たす世帯年収は家族構成により異なりますので、あくまで目安です。

【専攻科生】事故、失職等により家計が急変し、生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満相当の世帯(注)、264,500円未満の扶養する子が3人以上いる世帯であること

③ 【本科生等】高校生等が高等学校等就学支援金の対象校(特別支援学校高等部を除く)に在学し、かつ、高等学校等就学支援金等の支給を受ける資格を有していること等

※基準日に休学している場合は、「6 お問い合わせ先」へ事前にご相談ください。

※高等学校等就学支援金の対象校(特別支援学校高等部を除く)とは、次の学校です。

高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1～3年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入所資格とするもの)を置くもの、海上技術学校

※高等学校等・新就学支援金の対象校(特別支援学校高等部を除く)とは、次の学校です。

高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校一般課程または各種学校であって国家資格者養成施設(理容師、美容師、准看護師、調理師、製菓衛生士の養成施設(所))の認定を受けているものなど。

【専攻科生】生徒が高等学校等専攻科(特別支援学校高等部を除く)に在学し、かつ、専攻科支援金を受ける資格を有していること

※基準日に休学している場合は、「6 お問い合わせ先」へ事前にご相談ください。

※次の場合は、専攻科支援金を受ける資格がありません。

- i. 生徒が、基準日以前に高等学校等専攻科を修了している。
- ii. 生徒が、基準日以前に退学・停学(無期限または3か月以上のものに限る)の処分を受けている。
- iii. 生徒の前年度の修得単位数が、学校の定める標準修得単位数の5割以下である。
- iv. 生徒の前年度の出席率が、5割以下である。

【注】次の場合は対象外です。

- ・保護者等の一人が賦課期日に海外に在住し、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額がわからない。
- ・(本科生等の場合)高等学校等就学支援金の対象校(3年制以上)を既に卒業または修了している。
- ・(専攻科生の場合)高等学校等専攻科を既に修了している。
- ・児童福祉法により見学旅行費または特別育成費が支給されている。

3. 給付額(年額)

【本科生等】

	全日制・定時制		通信制	
	国公立	私立	国公立	私立
非課税世帯相当	143,700円	152,000円	50,500円	52,100円
所得割合算額が 105,500円未満相当世帯	47,900円	50,670円	16,830円	17,370円
所得割合算額が 182,500円未満相当世帯	35,930円	38,000円	12,630円	13,030円

※就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒(R8年新入生である留學生を除く)は、生活保護世帯・住民税非課税世帯への支援のみ対象。

【専攻科生】

	新制度		旧制度	
	国公立	私立	国公立	私立
非課税世帯	50,500円	52,100円	50,500円	52,100円
所得割合算額が 105,500円未満相当世帯	16,830円	17,370円	10,100円	10,420円
所得割合算額が 264,500円未満相当である 多子世帯	12,630円	13,030円	10,100円	10,420円

※基準日が令和8年7月1日以前である場合に上記年額を給付します。基準日が令和8年7月2日以降である場合は翌月以降の月数に応じた月割で算出した額となりますので上記年額とは異なります。

4. 申請期限

入学日(進級日)の属する年度の10月末日、又は、家計急変日から3ヶ月以内

※やむを得ない理由により期限内に申請できなかった場合は、申請期限の特例措置を受けることもできます。

※申請日が令和9年3月2日から3月31日の間である場合は、令和8年度分の支給はありません。(翌年度も高校生等が在学している場合には、4月以降に翌年度の年額を支給します。)

※県内の学校に在学し、学校を通して県へ提出する場合は、学校の指示に従ってください。

※令和9年1月以降入学者は、今年度の制度の対象外です。

5. 申請方法

次の書類を、香川県内の高等学校等に在籍する場合は学校の窓口に、香川県外の高等学校等に在籍する場合は郵送または持参で「6. お問い合わせ先」へ提出してください。

※香川県内の高等学校等に在籍する場合も「6. お問い合わせ先」へ直接提出することもできますが、その場合は、在学証明書または個人対象要件証明書を追加で提出してください。

※様式は、在学する学校、下記HP、または「6. お問い合わせ先」で入手してください。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/somugakuji/sigaku/keigen/shogakukuyuhukin.html>)

【本科生等】

世帯区分	合算額(※)が 0円の世帯相当		合算額が 105,500 円 未満の世帯相当		合算額が 182,500 円 未満の世帯相当	
	通信制	全日制・定 時制	通信制	全日制・ 定時制	通信制	全日制・ 定時制
給付額 (上段は国公立、下段は私立)	50,500円 52,100円	143,700円 152,000円	16,830円 17,370円	47,900円 50,670円	12,630円 13,030円	35,930円 38,000円
①香川県奨学のための給付金 受給申請書(第1号の2様式)	○	○	○	○	○	○
②振込口座 通帳写し貼付書 (第2号様式) ※申請者名義の口座に限ります	○	○	○	○	○	○
③通帳のコピー(金融機関名、 支店名、預金種別、口座番 号、口座名義が確認できるペ ージ)	○	○	○	○	○	○
④在学証明書(第3号様式) ※本校が県外にある場合は提 出が必要	○	○	○	○	○	○
⑤家計急変の発生事由を証明 する書類(罹災証明書、離職 票、雇用保険受給資格者証、 解雇通告書、破産宣告通知 書、廃業等届出、医師による診 断書等)	○	○	○	○	○	○
⑥家計急変後の収入を証明す る書類(会社作成の給与見 込、直近の給与明細(3ヶ月 分)、税理士又は公認会計士 の作成した証明書類等)	○	○	○	○	○	○
⑦家計急変前の収入を証明す る書類(課税証明書(コピー不	○	○	○	○	○	○

保護者等全員(控除対象配偶者を含む。)のものを
提出してください。

可)等)						
⑧高校生等の国籍・在留資格等の確認ができる書類 ※就学支援金等の支給決定通知書(県内の高等学校等に在学している場合のみ)、住民票の写し(原本。日本国籍以外の場合は在留資格・在留期間が記載されているものに限る)、特別永住者証明書の写し、在留カードの写し ※家族滞在については、上記に加え、日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書(原本)並びに日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書(原本)の提出が必要。	○	○	○	○	○	○
⑨扶養誓約書(要領第1号様式) ※保護者等が <u>両親でない場合</u> 必要	○	○	○	○	○	○

※1 合算額 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額

【注】上記①～③、⑤～⑧の書類は全員提出してください。④及び⑨の書類は対象者のみ提出が必要です。

【専攻科生】

世帯区分	合算額(※)が 0円の世帯相当		合算額が 105,500 円 未満の世帯相当		合算額が 264,500 円 未満相当であり扶養する子が3人以上の世帯	
給付額 (上段は国公立、下段は私立、 左欄は新制度、右欄は旧制度)	50, 500円 52, 100円	50,500 円 52,100 円	16,830 円 17,370 円	10,100 円 10,420 円	12,630 円 13,030 円	10,100 円 10,420 円
①香川県奨学のための給付金受給申請書(第1号の2様式)	○	○	○	○	○	○
②振込口座 通帳写し貼付書(第2号様式) ※申請者名義の口座に限ります	○	○	○	○	○	○
③通帳のコピー(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できるページ)	○	○	○	○	○	○

④家計急変の発生事由を証明する書類(罹災証明書、離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、医師による診断書等)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
⑤家計急変後の収入を証明する書類(会社作成の給与見込、直近の給与明細(3ヶ月分)、税理士又は公認会計士の作成した証明書類等)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
⑥家計急変前の収入を証明する書類(課税証明書等)	☐	☐	☐	☐	☐	☐
⑦生徒の国籍・在留資格等の確認ができる書類 ※高等学校等専攻科修学支援金等の支給決定通知書(県内の専攻科に在学している場合のみ)、住民票の写し(原本。日本国籍以外の場合は在留資格・在留期間が記載されているものに限る)、特別永住者証明書の写し、在留カードの写し ※家族滞在については、上記に加え、日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書(原本)並びに日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書(原本)の提出が必要。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
⑧扶養誓約書(要領第1号様式) ※保護者等が両親でない場合必要。	☐	☐	☐	☐	☐	☐
⑨個人対象要件証明書(第4号様式) ※本校が県外にある場合は提出が必要	☐	☐	☐	☐	☐	☐
⑩扶養親族申告書(第5号様式) ※道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満の扶養する子が3人以上いる世帯の場合のみ提出が必要。	☐	☐	☐	☐	☐	☐

保護者等全員(控除対象配偶者を含む。)のものを提出してください。

※1 合算額 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額

【注】上記①～⑦の書類は全員提出してください。⑧～⑩の書類は対象者のみ提出が必要です。

6. お問い合わせ先

国公立	県教育委員会事務局高校教育課 総務・修学支援グループ 〒760-8582 高松市天神前 6-1 TEL (087) 832-3754
私 立	県総務部総務学事課 私学グループ 〒760-8570 高松市番町四丁目 1-10 TEL (087) 832-3058

7. その他

- ・審査結果(支給の有無、給付額)は、申請者に文書を郵送してお知らせします。
- ・支給が決定された場合は、年度内(予定)に指定口座に振り込みます。
- ・事実と異なる内容の申請により支給を受けた場合は、即時返還と加算金が課せられます。

◆申請書を提出する前に◆

申請書を提出する前に以下のチェックリストによりもう一度確認してください。記入漏れ、書類の不足等がある場合、申請が受け付けられない又は給付金の支給ができなくなる場合があります。

チェックリスト

- ☐ 申請書等提出書類に記入漏れ、記入誤りはありませんか。
- ☐ 申請書(第1号の2の1様式)の【0. はじめに】の内容を確認し全ての□に(✓)チェックをしていますか。
- ☐ 申請書(第1号の2の3様式)の【3. 誓約事項】についてチェック(✓)及び「申請者氏名」欄に署名していますか。
- ☐ 振込口座の名義は申請者と同じになっていますか。(違う場合振込ができません。)
- ☐ 振込口座に記入した口座の通帳の写しを貼付しましたか。
- ☐ 家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変後の収入を証明する書類、家計急変前の収入を証明する書類を添付しましたか。
- ☐ 高校生等の国籍・在留資格等の確認ができる書類を添付しましたか。
- ☐ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満相当かつ扶養する親族が3人以上いる世帯で申請する方は、扶養親族申告書を添付しましたか。
- ☐ 「6. お問い合わせ先」に直接提出する方は、在学証明書または個人対象要件証明書は添付しましたか。
- ☐ 提出が必要な書類は全て揃っていますか。

申請にあたって不明な点等がある場合は、「6. お問い合わせ先」にご連絡ください。